

例外と秩序

——カール・シュミットにおける「政治神学」と「政治的なもの」——

成 瀬 翔

はじめに

本稿ではカール・シュミットの二つの主著『政治神学』(*Politische Theologie. Vier Kapitel zur Lehre von der Souveränität*)¹⁾と『政治的なものの概念』(*Der Begriff des Politischen*)²⁾における例外状況と秩序をめぐる思想を検討する。シュミットは抽象的規範ではなく、政治の具体的現実の領域において国家の基盤となる秩序や主権などの概念を論じる。シュミットにとって法ないし規則の本質とは、その例外状態において明らかになる。我々の日常において、法や規則が規範的に遂行されている場合には、その存在や拘束力が意識されることはない。しかし、ひとたび法や規則が適用されない例外状況に陥った場合、われわれはそれらの本性についての検討を余儀なくされる。ここで明らかとなるのが、秩序の根源的な在り方であり、政治の根源的な様態なのである。

しかし、ここで問題となるのが、『政治神学』における例外状況と、『政治的なものの概念』における「実存的政治」の関係である。シュミットは『政治神学』において、主権や法、秩序などいわば法学的概念の検討を行う。これに対し、『政治的なものの概念』では、国家や戦争というより広義の政治的概念を論じる。この両者をつなぎ合わせる接点を明らかにする必要がある。

このような関心から、本稿の議論では、まず第1節において『政治神学』の主要な議論を再構成する。シュミットは『政治神学』において、「主権者とは、例外状況にかんして決断をくださる者をいう」(*Souverän ist, wer über den Ausnahmezustand entscheidet*)というテーゼを主張する(*PT*, S. 13, 邦訳11頁)。この「例外状況」(*Ausnahmezustand*)という語が指示するところのものは、非常事態であり、より具体的には戦争に他ならない。第2節では、この例外状況と政治的なもの関係を『政治的なものの概念』における実存的政治というシュミットの思考から解き明かす。結論を先取りすると、シュミットは戦争を究極的な「政治的なもの」とみなす。すなわち、彼の政治理論における例外状況としての戦争は、政治的なものの極限であった。しかし、シュミットは無条件的な戦争の肯定や、国家による殺戮を擁護するのではない。むしろ、シュミットは倫理や規範から切り離された政治の実存的次元を指摘することより、対立に制限を課することを意図していたという解釈を擁護する。最後に第3節では、シュ

(1)

ミットの自由主義批判を検討する。シュミットはワイマール共和国を「自由主義的規範主義」(der liberale Normativismus)と特徴づけ、国内の諸政党間の和解しがたい対立が内乱状態をもたらす危険性を指摘した。本稿ではこの自由主義批判が秩序の維持を目的とするシュミットの政治思想においてどのように位置づけられるのかを検討する。

1. 『政治神学』における目的——ホッブズとドノソ・コルテスの影響

以下では、シュミットの政治理論における「例外状況」と「政治的なもの」の関係について検討する前に、以下では『政治神学』におけるシュミットの目的を確認しておこう。

シュミットは『政治神学』において、ジャン・ボダン、ホッブズ、そして19世紀スペインのカトリック思想家ファン・ドノソ・コルテスを高く評価する。ボダンの主権論をめぐる議論は後段に譲るとして、以下ではホッブズとドノソ・コルテスのシュミットに対する影響関係を中心に検討する。

(a) ホッブズにおける科学的思考と法学的思考

シュミットの『政治神学』は、「科学的思考」と「法学的思考」との区別と、後者の優位性に対する主張に貫かれる(竹島 2002, 113-115頁)。シュミットは、ホッブズに自然の現実をとらえようとする自然科学的傾向と、社会生活の実質的な現実をとらえようとする法学的傾向の両側面を指摘する。シュミットは後者の傾向を評価し、そこに「決断主義」を見出す。シュミットは「真理がではなく、権威が法を作る」(*Autoritas non veritas facit legem*)というホッブズの法を生み出す決断や決定こそ重要であるとみなす。シュミットにとって、具体的な政治的現実における決断は、非人称的な目的関心から探求する科学的思考によっては解き明かすことはできない。すなわち、決断の主体者を明らかにし、その内容を解き明かすことができるのは、法学的思考に他ならない。シュミットは「[ホッブズの]法学的思考は、まだホッブズの科学性がいかに強いかといって、そのために彼が形式の中にある法生活独特の实在をのんきに見過ごしてしまうほどには、自然科学的思考に圧倒されてはいなかった」と評する(*PT*, S. 40, 邦訳48頁)。

『政治神学』における「現代政治理論の重要な概念は、すべて世俗化された神学概念である」というシュミットの主張は、神学と法学との類推を強調し、政治的現実を解き明かす試みと評することができる(*PT*, S. 43, 邦訳49頁)。このシュミットの姿勢は、国家と法秩序を同一視するハンス・ケルゼンを論敵とみなし、激しく攻撃する点においても一貫する。シュミットは、ケルゼンの議論の背景に「自然法則と規範法則を同一視する形而上学が存在する」と主張する(*PT*, S. 46, 邦訳55頁)。すなわち、ケルゼンは自然科学(自然法則)と法学(規範法則)とを同一視する実証主義的法学を主張し、両者の類推によってその国家論を形成する。しか

し、シュミットは主権や例外状況における決断などの問題は、自然科学的概念によっては明らかにすることができないと主張する。

(b) ドノソ・コルテスの決断主義

以上のように、シュミットはホップズに見出される決断主義を高く評価し、それを政治理論における重要な要素とみなす。そして、ホップズと並んでシュミットが重要な思想家とみなすのがドノソ・コルテスであった³⁾。シュミットによると、ドノソ・コルテスは「決断主義の最も偉大な代表者の一人」であり、政治の核心が形而上学的なものであることを見抜いていた思想家であった (PT, S. 55, 邦訳67頁)。ドノソ・コルテスは自由主義者であったが、1848年の2月革命に危機を感じ、王権主義時代は過ぎ去ったという認識に至った。この契機によって、ドノソ・コルテスは保守主義へと転向するが、シュミットは革命による王権主義の崩壊を伝統的な「正当性」(Legitimität) の消滅を裏付ける重要な事件とみなす。すなわち、コルテスは政治に不可欠な正当性が形而上学的概念であることを認識していたが、革命によって伝統的な意味での正当性が失われたとみなした。保守主義に転向したドノソ・コルテスは新たな正当性を独裁に求めた。

このようにして、コルテスにとって残される道はただひとつ、すなわち独裁しかないのである。これは、ホップズもまた、決断主義的思想を、同様に——ただし数学的相対主義をまじえつつ——つきつめることによって到達した結論であった。(PT, S. 55, 邦訳68頁)

ドノソ・コルテスが独裁を求める理由は、例外状況と関連する。すなわち、伝統的な王権主義を掲げる国家において歴代の王位継承がなされていた状態では、王権の正当性は神によって与えられたという王権神授を保証する教会の権威によって維持されていたため、その正当性が疑問視されなかった。しかし、ひとたび王と王権神授を根拠づけてきた教会の権威が懐疑にさらされると、正当性を保証することができなくなる。このような例外状況において、正当性の源泉を確保する必要が生じるが、保守主義者であるコルテスは民衆の意思にそれをもとめることはできない。それゆえ、正当性の源泉に位置する神を代理する存在が要請されることになる。そこで、あたかも神自身が奇跡というかたちで世界に直接介入するかのようになり、これこそが「神の意志である」と決断し、新たな正当性とそれに基づく秩序を作り出す存在が必要となる。それこそが、いわば神の代理者としての独裁者に他ならない (仲正 2013, 268-269頁)。

シュミットはドノソ・コルテスが中世の神学的枠組みに依拠し、19世紀の自然科学的思考と無縁であると評する。しかし、前述のホップズの「法学的思考／自然科学的思考」の区分を踏まえると、シュミットのドノソ・コルテスの評価はむしろ好意的なものとして解すべきである。このように、シュミットは『政治神学』において、政治の核心に神学的な形而上学が含ま

れるとみなした。それゆえ、政治理論の概念を「世俗化された神学概念」として位置づけることによって、科学的思考と対抗する法学的思考との類比性が強調される。そして、シュミットはホッブズとドノソ・コルテスを法学的思考に依拠した決断主義者とみなす。シュミットは彼らの決断主義のラディカルさこそ自身の政治理論の基盤として高く評価するのである。

1.1. 例外状況

シュミットの政治理論において、「例外状況」、「主権」（あるいはそれを担う「主権者」）、「決断」という三つの概念は、同一の文脈において用いられる（布施 2008, 85頁）。すなわち、これらの三つの概念はいずれも秩序（*Ordnung*）との関係において、理解しうるものである。われわれの通常の見方では、秩序に則した規範が存在し、それからの逸脱としての例外状況が発生する。すなわち、規範の存在が先行し、例外状況はそれに付随するものとして定義される。しかし、シュミットはこの〈規範／例外〉関係を転倒させ、例外の存在こそ法秩序の本質であるとみなす。換言すれば、例外状態が発生して、はじめて秩序における規範が明らかになるのである。

しかし、ここで注意しなくてはならない点は、シュミットの政治理論における「秩序」カテゴリーが重層的構造を有することである。シュミットは例外状況と秩序の関係について次のような議論を展開する。

例外状況は、原理的には無制限の顕現が、すなわち現行全秩序の停止が必要なのである。この状態が出現したばあい、法は後退しながらも国家はいぜんとして存続するということが明白である。例外状況といえどもなお、無秩序及び混乱とは別物なのであるから、法律学的意味においては、法秩序（*Rechtsordnung*）ではないにしても、依然として秩序（*Ordnung*）は存続するのである。国家の存立は、ここにおいて、法規の効力に対する明白な優越性を実証するのである。決断はいかなる規範的拘束（*normativen Gebundenheit*）からもまぬがれ、本来の意味で絶対化される。例外事例において、国家は、いわゆる自己保存の権利によって法を停止する。（*PT*, SS. 18-19, 邦訳19-20頁）

ここでシュミットは、法秩序（*Rechtsordnung*）と秩序（*Ordnung*）を区別し、国家を存立させる秩序それ自体は法に先行するとみなす。通常の法学的立場では、規範としての法規則を体系化した法秩序こそが国家を存立させる。しかし、シュミットは法秩序より根源的な秩序を想定するのである。上記の引用に続いて、シュミットは法と秩序との関係を次のように指摘する。

「法一秩序（*Rechts-Ordnung*）」なる概念を構成する二要素が、ここにおいて相対立し、そ

それぞれの概念的独立性を表明するのである。通常事例 (Normalfall) において、決断の独立的要素が最小限に抑えられうるのとまったく同様に、例外事例 (Ausnahmefall) においては規範が無視される。にもかかわらず、例外事例さえもが、法律学的認識の対象たりうるのは、両要素すなわち規範も決断とともに、法律学的なものの枠内にとどまるがゆえにである。(PT, S. 9, 邦訳20頁)

「法秩序」という表記では法に従うことと、それによって秩序が保たれることとを混同してしまうが、「法一秩序」という表記によって、シュミットは「法」概念と「秩序」概念とが独立したものであることを強調する。すなわち、所与の規範の体系としての「法」と、安定した状態としての「秩序」は別の位相にあることを主張するのである。シュミットは、固定的・自律的体系としての法が社会秩序を維持するという見解を拒絶する。この帰結をもたらすのは、例外状況において秩序維持と、規範の体系としての法に従うことが結びつかないという事実である。

1.2. 決断

シュミットは上述の引用の「通常事例／例外事例」という対比によって、前者が規範の適用によって決断という要素が最小限になるのに対し、後者は規範が無視されるために決断が重視されるという事態を描き出す。すなわち、ここでの「決断」は法秩序が適用されない例外が発生する場合に、それを判断することとみなされる。

例外事例が、その絶対的な姿で出現するのは、法規が有効となりうる状況が作り出されたうえでのことである。いかなる一般的規範も、生活関係の通常な形成を要求するのであって、一般的規範は、事実上それに適用されるべきであり、かつそれを規範的規則に従わせるのである。規範は、同質的媒体 (ein homogenes Medium) を必要とする。この事実上の通常性は、たんに「外的前提」(äußere Voraussetzung) として、法律学者の無視しうるものではなく、それはむしろ、規範の内在的有効性の一部を構成するのである。混乱状態に適用しうるような規範などは存在しない。法秩序が意味をもちうるためには、秩序が作り出されていなければならないのである。(PT, S. 19, 邦訳20-21頁)

この引用において、シュミットは「法規が有効になりうる状況」と「生活関係の通常な形成」、「通常性」を対応させる。ここで注目すべき点は、規範 (Norm) と通常性 (Normalität) との関係である。ここでの「生活関係の通常な形成」から生じる「事実上の通常性」が、規範の内在的有効性の一部を構成するという議論は、規範が法における抽象的理念のみならず、日常生活における通常性をも含むことを示唆する。

このような「規範＝通常性」の考え方は、秩序とも密接に関連する。前節で確認したように、シュミットは法秩序と秩序それ自体を区別するが、後者は「生活関係の通常な形成」から構成された規範が通用するための「同質の媒体」、すなわち通常性を意味する。このような通常性の存在によってはじめて法が機能し、法秩序がもたらされるとシュミットは考える。しかし、例外状況はこのような法規が通用しなくなる状況であるとともに、法秩序が失われた状況である。シュミットは秩序を規定する通常性ないし規範を、それが機能するための新たな条件を生み出す状況としてとらえる。すなわち、シュミットの思考において、通常性を担い、それを規定する力こそ秩序をもたらすことになるが、その力こそ主権とみなされる。

1.3. 主権

シュミットは『政治神学』冒頭の「主権者とは、例外状況にかんして決断をくだす者をいう」という定義に続いて、以下のように主権概念について言及する。

この定義は、限界概念としての主権概念についてのみ妥当しうる。なぜなら、限界概念とは、通俗書の粗雑な用語にみられるような混乱した概念ではなく、極限領域（die äußerste Sphäre）の概念を意味するものだからである。その定義が、通常の事例（Normalfall）ではなく、限界状況（Grenzfall）とのみ関連しうるものであることは、これに対応している。（PT, S. 13, 邦訳11頁）

ここでもシュミットは「通常の事例」から主権を把握するのではなく、「極限領域」ないし「限界状況」における限界概念として説明する。前節で確認したとおり、通常の事例では、それを規定する通常性は明らかになることはない。シュミットはこのような通常性を根底から規定する力こそ、主権という力とみなす。換言すれば、通常の事例を支える規範が失われ、通常性を改めて規定しなければならない限界状況でこそ、主権の本質が明らかになるのである。

この点に関して、アンドルー・ノリスは、法秩序の内部にも外部にも属さないという意味において、例外状況を決断する主権者を「境界概念」（borderline concept）と結びつけて解釈する（Norris 2007, p. 35）。実際、シュミットは「例外にかんする決断こそが、すぐれた意味において（im eminenten Sinn）、決断なのである」と主張するが、この決断を下す主体こそ主権者に他ならない（PT, S. 13, 邦訳11頁）。シュミットは主権者が例外状況を決断する場面における、法秩序の立ち位置の特異性を次のように説明する。

この主権者は、現に極度の急迫状態であるかいなかを決断すると同時に、これを除去するためになにをするべきかをも決断するのである。主権者は、平時の現行法秩序の外に立ちながら、しかも、憲法が一括停止されうるかいなかを決定する権限をもつがゆえに、現行

法秩序の内にある。(PT, S. 14, 邦訳13頁、強調引用者)

ノリスの解釈は、主権者と例外状況の決断に着目するが、前述のように通常の事例における決断は、規範によって束縛されており、所与の法規によって決断される。このため、主権者による決断という起因は背後に退くことになる。これに対し、例外状況においては、規範や法規が通用せず、主権者による判断と決断が全面に押し出されることになる。したがって、規範を超えた決断こそ主権者の本質であり、例外状況においてのみ主権を明らかにすることができるのみならず、

シュミットは自身の主権論とジャン・ボダンの親近性を指摘し、その主権論を高く評価する。ボダンの主権論は近代国家論の先駆けとなったと評されるが、シュミットはそこに例外状況と主権との関連を見出すのである。

この〔主権〕概念が、危機にさいしての、つまり例外事例に即したものであることは、すでにボダンにおいて明白である。しばしば引用されるボダンの定義（主権とは、国家の絶対的かつ永久的権力をいう）よりはむしろ、「主権の真義」(Vraies remarques de souveraineté) (国家論、第一部、一〇章) についてのかれの論説こそ、かれを近代国家論の始祖たらしめるものである。(PT, SS. 14-15, 邦訳14頁)

ボダンは生涯を通じて忠実なカトリック教徒であったが、その一方で法王の権威が世俗の権力を凌駕することに批判的であった。それゆえに、主権者としての王にすべての権力を集約することを主張したことで知られる。シュミットによると、ボダンの主権論が近代の国家論の嚆矢となった理由は、主権者の方に対する拘束の関係である。

かれ〔ボダン〕は、かれの〔主権〕概念を、多くの実際例に即して論じ、そのさい、繰り返し次のように問い続ける。すなわち、主権者とは、どの程度まで法律に拘束され、諸身分に対しどの程度まで義務を追うのかと。この究極的な、とくに重大な問いに、ボダンは次のように答える。すなわち、約束というものは拘束力をもつ。それは、約束の拘束力が自然法にもとづくものだからである。ただし、緊迫事態においては、この拘束は、一般的・自然的法則 (allgemeinen natürlichen Grundsätzen) にしたがって解消するのである、と。一般的に、かれはこうのべる。諸身分ないし領民に対し王侯が義務を負うのは、かれの約束の履行が、領民の利益にそうかぎりにおいてのみであり、緊急の場合にはかれは拘束されるものではないのだ、と。(PT, S. 15, 邦訳14頁)

ボダンは、主権者の約束が「自然法」に基づくため、通常の事例では拘束されるが、緊急時に

は「一般的・自然的法則」に従って、その約束に拘束されることはないと主張した。シュミットはここに例外状況における法と秩序、決断との三項関係を見出す。すなわち、ポダンの議論では、例外的な緊迫事態における主権の決断の起因として、法秩序や規範が持ち出されるのではなく、より根源的な一般的・自然法則に訴えられる。シュミットは十七世紀の自然法論者もまた「主権の問題は、例外事例にかんする決断の問題として理解されていた」と言及するが、主権と例外との関係は近代初期の主権論において萌芽的に示唆されていたとみなす (PT, S. 16, 邦訳16頁)。

さらに、シュミットは『政治神学』第2章「法の形式および決断の問題としての主権の問題」において、主権と権力の関係について論じる。まず、シュミットは伝統的な主権の定義を批判する。

一八七一年以降、連邦に対する連邦内緒国家の主権領域の画定についての原則をたてる必要が生じ、この関心から、ドイツの国家論は、主権概念と国家概念との区別を発見する。そしてこれにより、ドイツの国家論は、連邦内緒国家に国家としての性格は認めつつも、それらに主権を認めることからはまぬがれようとするのである。いつのばあいにも、主権とは、法的に独立した、演繹できない最高の権力 (höchste, rechtlich unabhängige, nicht abgeleitete Macht) であるという、むかしながらの定義が、じつにさまざまな変容を示しながら、繰り返されるのである。(PT, S. 22, 邦訳25頁)

シュミットの批判の眼目は、伝統的な主権の定義に含まれる「最高権力」という表現が政治的現実において見出すことが出来ないという点にある。

それは、現実の存在をあらわすものとして、「最高権力」(höchste Macht) という最高級を用いてはいるものの、その実、因果律に支配される現実のなかから、このような最高級のあらわしうような個別の要素を、なにひとつとりだしているわけではない。自然法的な確実さで機能し、さからうことの不可能な、最高の、すなわち最大の権力などというものは、政治的現実のなかには存在しないのである。(PT, S. 23, 邦訳26頁)

ここから、シュミットは、「事実上の最高権力と法的最高権力との結合こそが、主権概念の根本問題である」と主張する。このような主張の背後には、権力と法との関係に着目するシュミットの発想がある。

2. 政治的なもの

以上のように、第1節では『政治神学』における例外状況と秩序の関係を検討してきたが、以下では『政治的なものの概念』における議論に移ろう。

シュミットは近代的な「科学的思考」ではなく、それ以前の「法学的思考」に依拠して、現代におけるホップズ的な国家の再生を試みる。『政治的なものの概念』によれば、「国家の概念は、政治的なものの概念を前提とする」。国家が成立する以前に、すでに「政治的なもの」が存在し、国家はそれを基礎とする。この「政治的なもの」こそ、友・敵対立に他ならない。

政治的な行動や動機の起因と考えられる、特殊政治的な区別とは、友と敵 (*Freund und Feind*) という区別である。この区別は、標識という意味での概念規定を提供するものであって、あますところのない定義ないしは内容を示すものとしての概念規定ではない。(BP, S. 26, 邦訳15頁、強調原文)

シュミットは、『政治的なものの概念』において、例外状態の決断を「敵」の決断とみなす。すなわち、戦争に対する決断こそ政治の本質とみなすのである。例外状況としての戦争において、〈奴ら〉と戦うために〈われわれ〉が結びつく。この友・敵対立こそが「政治的なもの」なのである。

シュミットは「敵とは、他者・異質者にほかならず、その本質は、とくに強い意味で、存在的に、他者・異質者であるということだけで足りる」と主張する (BP, S. 27, 邦訳16頁)。このような「敵」としての他者の存在が政治的なものを支えることになる。しかし、シュミットは私敵 (*inimicus, ἐχθρός*) と、公敵 (*hostis, πολεμικός*) を区別し、友・敵対立における「敵」とは後者に限定している。シュミットによると、このような区別は恣意的なものではなく、「汝の敵を愛せよ」という聖書の言葉は、私敵にのみ妥当し、公敵には妥当ではない (BP, S. 29, 邦訳19頁、古賀 2002, 31頁)。

2.1. 実存的政治

シュミットは政治的なものを人間の存在意義と結びつけて思考する実存的傾向を有する。すなわち、死を覚悟しての戦い、敵側に立つ人間の肉体的殺戮のみが人間の「存在意義」をもつと主張する (布施 2008, 88-89頁)。このようなシュミットの政治的対立の論理において、政治的対立の本質は、宗教的教義や経済的対立、民族紛争も問題にならない。道徳的な善悪、審美的な美醜、宗教的な聖俗、経済的な利害などによってではなく、複数の人間が敵と味方とに分かれて争い、「われわれ」につくかそれとも敵対するかという友と敵との闘争こそ純然たる対立なのである。

友・敵・闘争という諸概念が現実的な意味をもつのは、それらがとくに、肉体的殺戮の現実的可能性とかかわり、そのかかわりを持ち続けることによってである。戦争は敵対より生じる。敵対とは、他者の存在そのものの否定だからである。戦争とは敵対の最も極端な実現にほかならない。……敵という概念が意味をもち続ける限りは、戦争が現実的可能性として存在し続けなければならないのである。(BP, S. 33, 邦訳26頁)

シュミットの政治的なものは、友・敵の対立が規範的な抽象的次元での対立ではなく、現実の実存を賭した対立である。この意味において、シュミットは「政治的実存主義者」と称しうる(古賀 2002, 28頁)。これまでの議論において確認したように、シュミットは政治が倫理や規範を基盤にして成立することを拒絶する。すなわち、政治に先行する倫理や規範の存在を否定するのである。したがって、友・敵の対立による相互の殺戮を正当化しうるといった合理的な目的や、正当な規範、倫理的な綱領、正当性、合法性の存在すら否定する。それゆえ、倫理的・法的規範によっては、戦争は根拠づけられないとすら主張するのである。

しかし、シュミットは無条件に戦争を肯定するのではない。むしろ、シュミットは、倫理的・道徳的に基礎づけられた「正戦」(just war)を批判する。古賀は、第一次世界大戦において、「人類」や「民主主義」などの普遍的概念を掲げ、ドイツを公敵ではなく、「犯罪者」として攻撃したアングロサクソンに対する批判がシュミットの実存的な友・敵対立に影響を及ぼしたと指摘する(古賀 2002, 29頁)。すなわち、道徳的・人道的な戦争責任を追及する議論は、第一次世界大戦における戦勝国であった連合軍陣営が「人類」や「平和」の名の下に「正戦」を行ったという戦争観に基づく。シュミットはグロティウス以来、戦争概念に正義が不可欠ではないと認められていると主張する。シュミットは、普遍的概念が対立を激化させ、歯止めがかからなくなる事態を危惧していた。すなわち、「人類」や「平和」、「正義」といった普遍的概念は、規範的対立を無限に先鋭化し、実存的次元を覆い隠してしまう。シュミットの実存的政治理論は、対立を制限することによる正戦批判という性格を帯びているのである。

3. 自由主義批判

第1節ではシュミットに対するホブズとドノソ・コルテスの影響を確認したが、両者は例外における決断を重視する決断主義として特徴づけることができる。「主権者とは、例外状況にかんして決断をくださる者をいう」というシュミットのテーゼは、王権という伝統的な正当性が崩壊した世界において、新たな正当性を確保し、秩序を維持するための試みであった。ここでもホブズとシュミットのあいだの平行な関係を指摘することができるだろう。すなわち、ホブズの国家が万人に対する万人の闘争という「自然状態」、すなわち規範が適用されない例外状況の中から現れるのと同様に、シュミットの構想する国家とは例外状況における

決断を基礎にして現れる。そして、この決断こそ第2節で議論した「政治的なもの」に他ならない。すなわち、シュミットとホッブズの平行な関係を念頭に置くと、「政治的なもの」は、「自然状態」に対応することになる。したがって、「政治的なもの」の標識とされる友と敵への分裂は、ホッブズの自然状態のアナロジーと解することができる。

ホッブズにおいては国家が崩壊した後に自然状態が現れるが、これに対応して、シュミットにおいては友と敵に分かれての闘争、すなわち内乱状態が現れる。ホッブズの国家論においては、万人が万人と闘争を繰り返す自然状態へ逆戻りすることへの恐怖、つまり暴力と死に対する恐怖がリヴァイアサンとしての国家の正当性根拠であった。そして、シュミットは、内乱状態へ至ることへの恐怖心が、国家の存在を正当化する基礎とみなす。

しかし、自由主義とそれを保障する憲法を掲げるワイマール共和国の現実には、政党間・集団間の和解しがたい対立による国家の多元的な分裂状況に対処しえなかった。それにもかかわらず、この分裂状況が恐怖を喚起するに至らず、国家は決断を下す機能を失っていた。シュミットはこのようなワイマール共和国の状態が、自由主義による潜在的な無秩序に由来すると分析する。シュミットにとって、自由主義は友・敵対立という政治的な概念を、本来的に非政治的であるはずの倫理的・道徳的な概念と経済的な概念の問題へと還元する。すなわち、友と敵の区別を放棄した国家は、諸政党や社会集団間の際限のない対立の激化からもたらされる内乱状態の危険性を隠蔽し、結果として妥協から国家権力の弱体化や分裂が余儀なくされる。換言すれば、自由主義は国家の内乱状態に突き進みつつ、その事実を非政治的な概念によって説明する。それによって内乱状態のもたらす秩序の崩壊を覆い隠すのである。

諸政党・社会集団が対立を際限なく激化させることによって国家の秩序が崩壊する恐怖は、シュミットが法と秩序が分離する例外状況という極点に着目する理由のひとつである。そして、この例外状況という極点は、彼の政治理論が秩序の維持を最優先にする性格を帯びていることを示唆するだろう。この性格は、彼の決断に関する主張にも色濃く現れる。『政治神学』の「第2版のまえがき」においてシュミットは「自由主義的規範主義」(der liberale Normativismus) およびそれと結びついた「法治国家」(Rechtsstaat) を批判する。シュミットが最も危惧する事態は、自由主義の名のもとに各人が自由を追求し、内乱が発生することであった。

これに対し、シュミットは決断主義を掲げる国家を理想とする。決断主義的国家では、友・敵対立によってもたらされる「すぐれて政治的な緊張」(*politische Spannung*) によって秩序が維持され、国家内部の分裂が阻止される (*BP*, S. 35, 邦訳30頁、強調原文)。シュミットは、このような例外状況と友・敵対立によってもたらされる「政治的な緊張」こそ秩序の維持に不可欠であるとみなすのである。このようにシュミットの自由主義批判は、諸政党・社会集団が対立を際限なく激化させることによって生じる無秩序状態によって内部から国家が崩壊する危機を回避する試みと評しうるだろう。シュミットにとって、秩序の維持は、主権者の決断によって下された外部の他者としての「敵」との対立によって、国家の内部を「友」としての同

一化する帰結としてもたらされるのである。

結びに

以上のように本稿ではシュミットの議論が、次の三つの特徴を有することを確認した。第一に、通常の事例においては隠蔽されてしまう政治的なものの存在を顕在化させ、それによって国家の基礎を確立することである。政治的なものとは、倫理や規範によって正当化される概念ではなく、例外状況における決断によって立ち現れる。そして、その例外状況とは戦争という危急の事態であり、それに対処する決断こそ政治的なものを明らかにするのである。シュミットは、友・敵対立という現実の闘争という「究極の可能性から、人間生活は、すぐれて政治的な緊張 (*politische Spannung*) を獲得するのである」と主張する (BP, S. 35, 邦訳30頁、強調原文)。シュミットにとって、例外状況と友・敵対立によってもたらされる「政治的な緊張」は秩序の維持に不可欠であり、それゆえに彼の政治理論における中心概念として機能するのである。

第二に、秩序の維持に不可欠な「政治的なもの」を隠蔽する自由主義を攻撃することである。『政治的なものの概念』が自由主義批判によって終えられていることは単なる偶然ではない。それは、自由主義的な要素を抜き去ったホブズ的な国家を現代によみがえらせるという目的遂行に他ならなかった。つまり、自由主義批判それ自体はシュミットの目的ではなく、彼の政治理論においては、国家の秩序構築こそが目標として定められているのである。

第三に、政治的なものの実存的側面を指摘することにより、「人類」や「正義」を掲げる正戦を批判し、対立に制限を課することである。政治的対立から規範や倫理を排除するシュミットは、無制限に戦争や対立を肯定するのではなく、それに対する危機感と緊張感によってもたらされる秩序の維持を目的としていたのである。

このように、シュミットの政治的なものの概念には、内政面における国家内秩序の維持と、外政面における国家間対立に歯止めをかけるという両義的機能がもちあわせている点を指摘しよう。このような秩序維持の可能性は、シュミットの政治理論が「実存的政治理論」という傾向を有することに由来する。すなわち、シュミットは、神の存在を生々しく感じるができなくなった近代人のために、神の力を地上で代替する存在を探し求める。そしてこのような神の不在という実存的不安こそ、神学的領域において神が摂理をもたらすように、政治的領域において神の代理者たる主権者が例外状況において決断を下して秩序をもたらすという、シュミットの政治神学の構想に至らせた理由なのである。

註

- (1) 以下、出典は‘PT’と略記する。
- (2) 以下、出典は‘BP’と略記する。
- (3) しかし、ギュンター・マシュケは、シュミットに対するホッブズの影響を過大に評価することを諫める。マシュケは、シュミットを「20世紀のホッブズ」としてではなく、「20世紀のドノソ・コルテス」として解釈するべきであると主張する (Maschke 1988, p. 198, 邦訳61頁)。

参考文献

- Maschke, G. (1988) “Die Zweideutigkeit der ‘Entscheidung’: Thomas Hobbes und Juan Donoso Cortés im Werk Carl Schmitts,” in *Complexio Oppositorum: Über Carl Schmitt*. ed., Helmut Quaritsch: Berlin, Duncker & Humblot. (邦訳『《決断》の二義性——カール・シュミットの著作におけるトマス・ホッブズとホアン・ドノソ・コルテス』古賀敬太訳、『カール・シュミットの遺産』風行社、1993年、収録)
- Norris, A. (2007) “Sovereignty, Exception, and Norm,” *Journal of Law and Society*, 34 (1): 31–45.
- Schmitt, C. (1922/1934) *Politische Theologie. Vier Kapitel zur Lehre von der Souveränität*, 1922, 2 Aufl., 1934, Berlin, Duncker & Humblot. (邦訳『政治神学』田中浩・原田武雄訳、未来社、1971年)
- . (1927/1932/1933) *Der Begriff des Politischen*. 1927, 2 Aufl., 1932, 3 Aufl. 1933, Berlin, Duncker & Humblot. (邦訳『政治的なものの概念』田中浩・原田武雄訳、未来社、1970年)
- 古賀敬太 (2002) 「シュミットの政治的なものの概念再考」、日本政治学会編『20世紀のドイツ政治理論』収録
- 竹島博之 (2002) 『カール・シュミットの政治——「近代」への反逆』風行社
- 仲正昌樹 (2013) 『カール・シュミット入門講義』作品社
- 布施哲 (2008) 『希望の政治学——テロルか偽善か』角川学芸出版

キーワード：カール・シュミット、政治神学、政治的なもの、例外状況、友・敵対立

AbstractException and Order:
Carl Schmitt on 'Political Theology' and 'the Political'

NARUSE, Sho

This paper discusses concepts of 'political theology' and 'the political' of Carl Schmitt. Schmitt was a conservative German legal, constitutional, and political theorist. Schmitt is often considered to be one of the most important critics of liberalism. But the significance of Schmitt's political concepts is subject to controversy, mainly due to his intellectual support for The Third Reich. In particular, 'the political' seems to approve the war and confrontation. But this paper argues that political theory and concepts of 'political theology' and 'the political' of Schmitt make an important contribution in modern democracy and political philosophy.

The contents of this paper are as follows. First, in section 1, I will reconstruct the discussion of 'state of exception', 'decision' and 'sovereign' in *Political Theology*. Schmitt argues that the essence of a law will become apparent in its state of exception. I think Schmitt's idea was influenced by Thomas Hobbes and Juan Donoso Cortés. Next, in section 2, I discuss 'the political' in *The Concept of the Political*. Schmitt regarded 'the political' as 'friend-enemy distinction'. I take it that 'the political' or 'friend-enemy distinction' is limited to Just War. In section 3, I discuss that Schmidt criticized liberalism. Finally, I will clarify the relationship between the order and the state on Schmitt's theory.

Keywords: Carl Schmitt, political theology, the political, state of exception, friend-enemy distinction